

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日に当りたるときは、その翌日)

## 目 次

◇規 則 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

## 規 則

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十七年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(昭和五十六年十二月鳥取県条例第三十八号)の施行期日は、昭和五十七年四月一日とする。